

番号	1
項目	特掃輪番労働者の賃金を 7500 円に、就労日数を 13 日以上に増やしてください。
(回答) 特別清掃事業につきましては、日雇労働の補完事業であると認識しています。55 歳以上のあいりん地域の日雇労働者の自立に向けた支援施策となるよう、賃金単価及び就労日数については引き続き、意見交換をさせていただきたいと考えております。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2.
項目	釜ヶ崎（あいりん地区）は他の町と違い、労働力を一か所にプールする目的で財界の要請にこたえ大阪市、大阪府、国が作り上げてきた街です。そこでこの街では労働と生活が一体となった形で存在してきた歴史があり、今もそうした形で存続しています。新労働施設に就労・福祉一体となるワンストップ相談窓口を創ってください。幾度となく繰り返し議論を重ねてきた労働施設検討会議・エリアマネジメント会議就労福祉部会の議論を尊重し、労働者団体、労働者支援団体、地域住人の意見を取り入れながら、仕事が欲しい、働きたいと願う誰もが求職活動ができるような労働施設の建設を応援し、それを支えてください。 以上、これまでのように労働福祉センター任せにするのではなく、大阪市自らが国や大阪府、西成労働福祉センターとの連携を密にし、全国の手本となるべき労働・福祉センターを作ってください。 ①旧センター跡地にバリアフリーな地域の高齢者・障害を持つ者が利用可能な行政手続き場所を作ってください。移転させる予定の行政機能があれば明らかにしてください。 ②旧センター跡地に三畳一間での生活を強いられている地域の大多数の住人が集い、親睦を深めることのできる居場所を作ってください。 ③失業し、釜ヶ崎へ仕事を求めてやってきた人たちが野宿をしたり、飢餓に陥り貧困ビジネスに取り込まれることなく安心して居所、職探しのできる相談窓口を創ってください（ワンストップ相談窓口）。
	（回答） ・新労働施設においてワンストップ相談窓口の設置に向けた議論が行われているところであり、西成区役所としてもワンストップ相談窓口が様々な事象に対応できるよう、窓口機能の充実や区役所機能との連携等について、議論に参加してまいります。 ・西成区役所が所管する機能のうち、現在は保健福祉センター分館にて実施している生活保護相談と結核健診機能を新労働施設内に配置するよう、あいりん地域まちづくり会議等において提案を受けているところであり、西成区役所としてもその実現可能性について検討を進めてまいります。 ・福利・にぎわい施設検討会議において検討されている福利機能には様々な方の居場所となるような各種機能が含まれており、今後、福利・にぎわい施設としての実現に向けて市場調査等を進めてまいります。
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683 総合企画課 電話：06-6659-9684 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6659-9872 （福祉） 電話：06-6659-9857 （保健） 電話：06-6659-9882

番号	2 - ③
項目	失業し、釜ヶ崎へ仕事を求めてやってきた人たちが野宿をしたり、飢餓に陥り貧困ビジネスに取り込まれることなく安心して居所、職探しのできる相談窓口を創ってください（ワンストップ相談窓口）。
(回答) 旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設等については、今後も引き続き西成区を含めた関係機関と連携し検討を進めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2 - ④
項目	夜間、土日祝祭日など行政窓口が開いていない時間帯の対応策を立て、明らかにしてください。
(回答) 行政窓口が閉まっている場合の対応策については、ホームレス状態で生活している者・住まいが不安定な状態にある者に対して重要な支援であることを認識しておりますが、一自治体の対応では、根本解決に至らない広域的、複合的な課題であることから、あいりん対策事業の予算確保に向け、国による積極的な関与のもと、十分な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2-⑤、2-⑥
項目	⑤大阪府と連携して、ワンストップ相談を行うとともに、<u>困窮して窓口に来た相談者が当座の生活・求職活動資金(交通費、通信費など)を賄えるような超短期で簡単な仕事が出来るとような仕組みを創ってください。</u> ⑥大阪市関連の業務の中から高齢者でも女性でも働ける仕事を切り出し、⑤の仕組みを創ってください。
(⑤の下線部について回答) 本市の施策である自立支援センターにおいては、安定した住居のない方であって就労意欲のある方へ宿所・食事の提供を行い、生活相談、法律相談、住宅相談、職業相談などの個別の状況に応じたプログラムにより、就労自立に向けた支援を行っています。 具体的には、施設内清掃を始めとする個人の状況に応じた仕事の提供や、協力雇用企業との連携による幅広い職種の求人の提示、採用面接用のスーツの貸与、支援終了後を見据えた貯金を実現するための支援、就職後の職場定着など、きめ細やかな支援を提供しているところです。 なお、当座の生活・求職活動資金（交通費、通信費など）をお持ちでない方においては、自立支援センターの近隣にある協力雇用企業に提供してもらった作業に従事してもらい日当をお支払いすることで当座の生活資金に充ててもらっています。 また、旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設等においては、今後も引き続き西成区を含めた関係機関と連携し検討を進めてまいります。 ⑥については、本市の施策である自立支援センターにおいては、女性の方の利用も可能であり、各相談窓口においても、積極的に案内していただくよう働きかけてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	3
項目	この間、シェルター利用者や、街なかでも 55 歳未満の若年層が増えてきて、B 型就労支援作業所の炊き出しなどに多数集まっているのが見受けられます。生活保護+B 型就労支援に頼らなくても済むような若年層への就労支援を創ってください。
(回答) 本市の施策である自立支援センターにおいては、安定した住居のない方であって就労意欲のある方へ宿所・食事の提供を行い、生活相談、法律相談、住宅相談、職業相談などの個別の状況に応じたプログラムにより、就労自立に向けた支援を行っています。 特に 55 歳未満の若年層については、積極的に自立支援センターを利用していただけよう、働きかけてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924